★給与支払報告書（個人別明細書の記入方法）

◇記入に際して特に留意する事項

年号含め様式について毎年変更があるため、**旧様式は使用しないでください**。旧様式を使用した場合、課税誤りや課税が遅れる原因となります。再提出の対象となる場合もありますのでご注意ください。
また、**記入漏れ、内容に不明点がある場合は、電話等にてお問い合わせさせていただく場合がありますので、ご了承ください**。

○マイナンバー制度導入により給与支払者、給与受給者、控除対象扶養者等の個人番号（マイナンバー）記載が義務付けられています。
給与支払者の法人番号又は個人番号、給与受給者、控除対象配偶者又は扶養親族の個人番号の記載が義務付けられました。法人番号又は個人番号の記載がない場合、再提出等を依頼する場合がありますのでご了承ください。

新・旧など生命保険、個人年金の契約に注意して控除額を記入してください。生命保険料等の支払金額は、住民税の生命保険料控除額算出の際に必要になりますので、摘要欄下の「生命保険料の金額の内訳」欄に必ず記入してください。なお、生命保険料控除額については、**1円未満の端数は切り上げ**となりますのでご注意ください。

前職分の給与支払者、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額の記入をしてください。記入が漏れると課税誤りの原因となりますので忘れず記入してください。なお、一つの事業所内において、同一人の給与支払報告書を２枚以上提出する場合、一方の給与の年末調整で他の給与の金額を含めた場合は、前職分として記入してください。

（源泉・特別）配偶者控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を記入してください。また、（源泉・特別）配偶者控除の対象になる配偶者がいる方で、年末調整の適応を受けている方は、配偶者（特別）控除の額も記入してください。なお、国内に住所を有しない控除対象配偶者または扶養親族については、右側の「区分」欄に丸を記入してください。

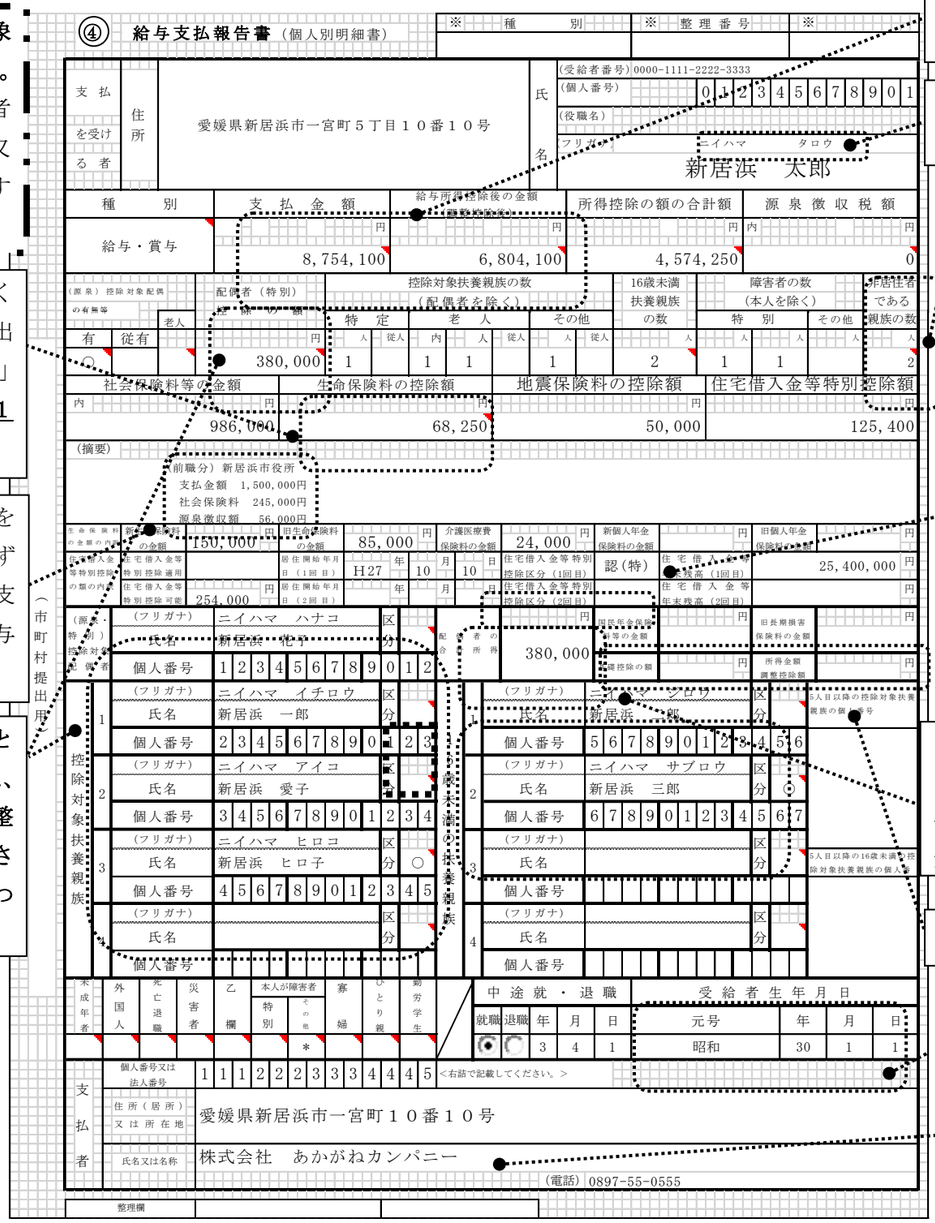

令和３年度から、給与所得の計算方法が改正されましたので、注意してください。

フリガナは正確に記入してください。
通称名等、住民票と異なる氏名を記入しないでください。

配偶者控除の対象となる配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族のうちに国内に住所を有しない者がいる場合及び 16 歳未満の扶養親族の内に、国内に住所を有しない者がいる場合には、その人数を記入してください。

適用を受けている住宅借入金等特特別控除の区分を次のように記入してください。

住…一般の住宅借入金等特別控除（増改築を含む。）の場合
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金特別控除の場合

なお、住宅の新築、取得等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が
・８％である場合・・・区分の後ろに（特）
・１０％である場合・・・区分の後ろに（特特）と記入してください。

（源泉・特別）配偶者控除の対象となる配偶者の合計所得を記入してください。なお、収入金額ではなく、合計所得金額を記入してください。また、年末調整の適用を受けていない方は、源泉控除対象者の所得の見積額を記載してください。

基礎控除の額が４８万円の場合は、記載不要です。

受給者生年月日の元号については漢字で記入してください。個人を特定するために必要となりますので、必ず記入してください。

社印押印は不要です。

◇扶養親族の年齢要件に注意してください。

	年齢要件
老人扶養親族老人扶養親（老人欄）	70 歳以上(昭和 27 年 1 月 1 日生以前)
一般扶養親族（その他欄）	23 歳以上 70 歳未満 (昭和 27 年 1 月 2 日から平成 11 年 1 月 1 日生) 16 歳以上 19 歳未満 (平成 15 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日生)
特定扶養親族（特定欄）	19 歳以上 23 歳未満 (平成 11 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日生)
年少扶養親族（16 歳未満欄）	16 歳未満(平成 18 年 1 月 2 日生以降)

◇租税条約該当者、海外出国者について

租税条約該当者の場合	租税条約該当者の場合は、税務署へ提出する「租税条約に関する届出書」の写しを市民税課へ提出していることを確認し、摘要欄に「租税条約該当者」と朱書きしてください。
海外出国者の場合	摘要欄に出国先と出国日を記入してください。また、賦課期日である令和４年１月１日に新居浜市に居住している方については、「納税管理人申告書」を市民税課へ提出してください。

住宅借入金等特別控除に関する事項、生命保険料の支払金額欄及び 16 歳未満扶養親族欄については、記入漏れや記入誤りがあると、住民税に正しく適用できない場合があります。提出の際には特にご注意ください。なお、内容に不備がある場合は課税が遅れたり、再提出を求める場合がありますのでご了承ください。